

関係団体の長 様

群馬県知事 山本 一太
(産 業 経 済 部)

「群馬県まん延防止等重点措置」の適用解除について（通知）

平素から県行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。
さて、昨日の政府の新型コロナウイルス感染症対策本部会議で、本県への「まん延防止等重点措置」の適用解除が正式決定されました。

これを受けて、県では、同日、群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議で、別添「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請を決定しました。

つきましては、当該内容に基づき、令和4年3月22日（火）から4月8日（金）までの間、県民及び事業者の皆様に対して要請を行いますので、貴団体におかれましては、貴下会員や関係者等に対し各種広報・連絡手段を通じて周知くださいますようお願いいたします。

（参考1）群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請について（3月22日（火）以降）

（参考2）営業時間短縮要請協力金について（第7弾）（3/7～3/21）



https://www.pref.gunma.jp/07/ct01_00046.html

申請要領配布：3月25日（金）

申請受付：3月28日（月）（オンライン申請は午後1時から）

【問い合わせ先】

（要請内容に関すること）

- ・ 協力要請コールセンター（総務部危機管理課内）

TEL 027-226-2420

（平日・午前8時30分から午後5時15分まで）

（協力金に関すること）

- ・ 感染症対策営業時間短縮要請協力金コールセンター

TEL 0120-922-417

（土日・祝日を含む・午前9時から午後5時まで）